

○社会福祉法人四国中央市社会福祉協議会  
役員、評議員の報酬等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人四国中央市社会福祉協議会（以下、本会という。）の理事、監事及び評議員の報酬に関して必要な事項を定めるものとする。

(報酬及び費用弁償)

第2条 役員の報酬額は、評議員会において定める。

2 会長の報酬額並びに役員及び評議員の費用弁償額は、別表のとおりとする。

(支給日)

第3条 会長の報酬の支給日は、一般職員の例による。

2 役員及び評議員の費用弁償は、その都度支給する。

(公表)

第4条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第5条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(委任)

第6条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

区 分		報 酬 及 び 費 用 弁 償 の 額	
役 員	会 長	月 額	50,000円
	理 事（副会長を含む）	日 額	3,000円
	監 事	日 額	3,000円
評 議 員		日 額	3,000円